

地方独立行政法人山口県立病院機構業務方法書

目次

- 第1章 業務運営に関する基本方針（第1条 - 第4条）
- 第2章 内部統制に関する事項（第5条 - 第9条）
- 第3章 リスク評価と対応に関する事項（第10条）
- 第4章 監事監査に関する事項（第11条）
- 第5章 内部監査に関する事項（第12条）
- 第6章 情報の適切な管理に関する事項（第13条・第14条）
- 第7章 業務委託の基準（第15条・第16条）
- 第8章 競争入札その他契約に関する基本事項（第17条）
- 第9章 役員の損害賠償責任（第18条・第19条）
- 第10章 その他法人の業務の執行に関し必要な事項（第20条）
- 附 則

第1章 業務運営に関する基本方針

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成23年山口県規則第26号）第4条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により山口県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（病院の設置及び管理）

第3条 法人は、県民の健康の保持増進を図り、もって健康で文化的な生活の向上に資するため、地方独立行政法人山口県立病院機構定款（以下「定款」という。）第15条に定める病院を設置し、これを管理するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 医療を提供すること。
- 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 医療従事者等の研修を行うこと。
- 四 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。

第2章 内部統制に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、山口県条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(役職員の倫理等に関する事項)

第6条 法人は、役員及び職員の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(役員の方掌に関する事項)

第7条 法人は、役員の方掌に関する規程等を整備するものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

第8条 法人は、役員を構成員とする内部統制委員会等の設置その他内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第9条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。

第3章 リスク評価と対応に関する事項

(リスク評価と対応に関する事項)

第10条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。

第4章 監事監査に関する事項

(監事監査に関する事項)

第11条 法人は、監事監査に関する規程等を整備するものとする。

第5章 内部監査に関する事項

(内部監査に関する事項)

第12条 法人は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

第6章 情報の適切な管理に関する事項

(情報の適切な管理に関する事項)

第13条 法人は、情報の適切な管理に関し、文書管理に関する規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するものとする。

(情報システム及び情報セキュリティの確保に関する事項)

第14条 法人は、情報システム及び情報セキュリティの確保等に関する規程等を整備するものとする。

第7章 業務委託の基準

(業務の委託)

第15条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第16条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第8章 競争入札その他契約に関する基本事項

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第17条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約によることができるものとする。

第9章 役員の損害賠償責任

(役員の損害賠償責任)

第18条 役員は、その任務を怠ったときは、法第19条の2の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員の一部免除)

第19条 法人は、前条の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、山口県知事の承認によって、賠償責任額から地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例で定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第10章 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(その他)

第20条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、令和2年4月1日から施行する。